

寒川町小児の医療費の助成に関する条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～略～ （規則で定める法律） 第2条 条例第2条第7項に規定する規則で定める法律（以下「医療保険各法」という。）は、次に掲げるものとする。 （1）～（5） （略） ～略～ （助成の方法の特例） 第5条 条例第5条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに掲げる場合をいう。 （1） 国民健康保険法又は医療保険各法の規定により乳児又は幼児等に係る療養費、家族療養費又は移送費が支給されたとき。 （2） （略） 2 条例第5条第2項又は第3項に規定する方法により医療費の助成を受けようとする対象者は、医療を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内に小児医療費助成申請書（第1号様式）により町長に申請しなければならない。 3 （略） （医療費の助成決定等） 第6条 町長は、前条第2項の申請があつた場合において、条例第5条第2項又は第3項に規定する医療費の助成を行うことを決定したときは、小児医療費助成決定通知書（第2号様式）により、医療費の助成を行わないことを決定したときは小児医療費助成申請却下通知書（第3号様式）により申請者に通知する。 （医療証の交付申請等） 第7条 条例第6条の規定による申請は、小児医療費助成事業医療証交付申請書（第4号様式）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。	～略～ （規則で定める法律） 第2条 条例第2条第5項に規定する規則で定める法律（以下「医療保険各法」という。）は、次に掲げるものとする。 （1）～（5） （略） ～略～ （助成の方法の特例） 第5条 条例第5条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに掲げる場合をいう。 （1） 国民健康保険法又は医療保険各法の規定により小児_____に係る療養費、家族療養費又は移送費が支給されたとき。 （2） （略） 2 条例第5条第2項_____に規定する方法により医療費の助成を受けようとする対象者は、医療を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内に小児医療費助成申請書（第1号様式）により町長に申請しなければならない。 3 （略） （医療費の助成決定等） 第6条 町長は、前条第2項の申請があつた場合において、条例第5条第2項_____に規定する医療費の助成を行うことを決定したときは、小児医療費助成決定通知書（第2号様式）により、医療費の助成を行わないことを決定したときは小児医療費助成申請却下通知書（第3号様式）により申請者に通知する。 （医療証の交付申請等） 第7条 条例第6条の規定による申請は、小児医療費助成事業医療証交付申請書（第4号様式）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 当該申請に係る乳児又は幼児等が
医療保険各法による被扶養者又は国
民健康保険法による被保険者である
ことを証する書類

(2) 当該申請に係る乳児又は幼児等を
養育していることを証する書類

(3) (略)

2 (略)

(医療証の有効期限)

第8条 医療証の有効期限は、当該医療証
に係る乳児又は幼児等が満1歳から満14
歳までのそれぞれの年齢に達する日の
属する月の末日又は満15歳に達する日
以後の最初の3月の末日までとする。

～略～

(1) 当該申請に係る小児が
医療保険各法による被扶養者又は国
民健康保険法による被保険者である
ことを証する書類

(2) 当該申請に係る小児を
養育していることを証する書類

(3) (略)

2 (略)

(医療証の有効期限)

第8条 医療証の有効期限は、当該医療証
に係る小児が満1歳から満17
歳までのそれぞれの年齢に達する日の
属する月の末日又は満18歳に達する日
以後の最初の3月の末日までとする。

～略～

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年10月1日から施行
する。

(経過措置)

2 寒川町小児の医療費の助成に関する条
例の一部を改正する条例（令和5年寒川
町条例第 号）附則第3項の規定により
同条例の施行日前において同条例の施
行に伴い新たに助成の対象となる者に
交付する医療証の有効期限は、この規
則の施行日前においても、この規則に
よる改正後の寒川町小児の医療費の助
成に関する条例施行規則第8条に規定す
る日とすることができる。